

長岡市障害者差別解消支援地域協議会について

【目的】

障害者差別解消法第17条に基づき、地域における障害者差別に関する情報の共有や、関係機関の連携などにより障害者差別の解消を推進するために設置するもの。

【協議内容等】

- (1) 障害者差別の解消に向けた関係機関の連携
- (2) 障害者差別に関する情報の共有
- (3) 障害者差別の解消に向けた周知又は啓発の取組
- (4) その他、障害者差別の解消のために必要な事項の協議等

【平成28年度の会議予定】

1 第1回

- ①日程 8月9日開催予定
- ②内容
 - ・メンバー顔合わせ
 - ・差別解消法の概要説明
 - ・当事者団体からの報告
 - ・周知・啓発に関する協議

2 第2回

- ①日程 1～3月
- ②内容
 - ・各機関による相談事例の共有
 - ・各機関による障害者差別の解消に向けた取り組みの報告

※ 顔の見える協議会のネットワークを活用し、日常の相談対応においても、関係機関同士で連携していく。

【地域協議会の構成機関等】

分野		機関名
行政	国の機関	新潟地方法務局長岡支局 長岡公共職業安定所
	県の機関	長岡地域振興局健康福祉環境部
関係機関 団体等	当事者	長岡市身体障害者団体連合会 長岡市精神障害者家族会連合会 長岡市手をつなぐ育成会
	福祉等	長岡市社会福祉協議会 長岡市民生委員児童委員協議会
	医療・保健	長岡市医師会
	民間機関	長岡商工会議所 越後交通 J R 東日本 長岡駅
	人権関係	新潟県弁護士会 長岡人権擁護委員協議会
事務局	市の機関	福祉課 学校教育課 子ども家庭課 基幹相談支援センター

- ・任期：2年
- ・開催回数：年2回程度